



流山市監査委員告示第12号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年8月9日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 教 ス 第 4 7 号
平成 3 0 年 7 月 1 7 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会委員長 杉浦 明



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

平成 3 0 年 6 月 7 日付け、流監第 2 0 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年6月7日・流監第20号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
東京ドームグループ	指摘(1)	流山市民総合体育館の管理に関する基本協定書及び流山市民総合体育館運営基準で、備品の管理については備品台帳をもって管理するとあるものの、指定管理者自らの資金で購入した備品の台帳が整備されていなかった。備品台帳を速やかに整備し、適正な管理を求める。	指摘を受け、1万円以上（消費税含む）の備品購入は、台帳に記載することで、台帳管理します。平成28年度分につきましては、既に台帳に追加しました。
生涯学習部 スポーツ振興課	指摘(1)	流山市民総合体育館指定管理者募集要項で、月例業務報告書の提出については翌月の10日までとあるものの、報告が遅れている項目が散見された。また、月次収支報告書の積み上げが年次収支報告書と符合しない項目があった。適切な点検及び指導を徹底されたい。	指摘を受け、年度協定書に収支報告書以外の事業報告書は、翌月10日迄に提出するものとし、収支報告については、その確定後、速やかに追加提出するものとする文言を加え、確実な履行を努めます。 収支報告書の積み上げ額と年次報告書との差異については、予め通常の月次報告書12枚に年度末精算用の報告書1枚を加え、その合計額が年次報告書と合致するような報告様式に改めさせ正確な収支状況の把握に努めます。
生涯学習部 スポーツ振興課	指摘(1)	設備・機械の点検回数について、流山市民総合体育館施設管理基準どおり行っているものの、点検の記載が不足している月例業務報告書を収受していた。適切な確認及び指導を徹底されたい。	指摘を受け、平成29年度から月例業務報告書に、設備・機械点検の名称、日時、対応内容を追加し事業報告書を提出させています。
東京ドームグループ	意見	流山市民総合体育館運営基準では、備品の購入や修繕などの際には、費用節減のため3者以上から見積りを取ることを原則としているが、1者特定としているものがあり、その理由についての記録もなかった。例外的な扱いにした経緯などを明確にしておくよう要望する。	指摘を受け、今後は1者特定などの例外につきましては、書類等に例外理由を記載させていただきます。
生涯学習部 スポーツ振興課	意見	体育館と体育施設については、それぞれ別に指定管理協定を交わしているにもかかわらず、月例業務報告書を兼用し、標題だけを変えて報告させていた。今後は指定管理施設ごとの事業報告書を作成し、報告させることを要望する。	指摘を受け、平成29年度から指定管理施設ごとの事業報告書を提出させています。
生涯学習部 スポーツ振興課	意見	流山市民総合体育館指定管理者募集要項で、自動販売機の光熱水費については指定管理者の負担とされているものの、市が負担していた。今後は、適正な金額を算出し指定管理者の負担となるような仕組みを構築されたい。	指摘を受け、館内に設置した自動販売機の電気料金については、検針を実施し指定管理者の負担とする対応を実施します。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。